

外国株券等の保管及び振替決済制度に関する要綱

平成 18 年 1 月 27 日
(株)証券保管振替機構

1. 趣旨

当機構は、証券取引所に上場している外国株券等の決済に関し、その信頼性及び安全性をより一層確保する観点から、株券等の保管及び振替に関する法律（以下「保振法」という。）における証券保管振替機関として、以下のとおり現行の日本証券決済株式会社（以下「日証決」という。）における外国株券振替決済制度（以下「日証決振替制度」という。）を踏襲しつつ、外国株券等の保管及び振替決済に係るインフラを整備し、参加者及び顧客に提供することとする。

2. 内容

項目	内容	備考
(1) 取扱対象	<p>取扱対象は、証券取引所に上場されている外国株券、外国新株引受権証書、外国投資証券（いわゆるカントリーファンドをいう。）外国投資信託受益証券（いわゆる優先証券をいう。）及び外国株預託証券（いわゆるDRをいう。）（以下「外国株券等」という。）とする。また、発行者（当機構の取扱対象である外国株券等の発行者をいい、外国株預託証券の場合には原株の発行会社をいう。以下同じ。）が所在する国又は地域（以下「所在国等」という。）について、無券面の取扱いを法律で規定している場合には、当該発行者が発行する外国株式等（以下「外国株式等」という。）については、当機構の取扱対象を当該外国株式等とし、外国株券等に準じて取り扱う。</p> <p>前にかかわらず、当機構は、取扱対象である外国株券等につき、取扱対象である外国株券等以外の外国株券等が分配された場合には、一定の期間、所定の手続きに従い分配された外国株券等を取り扱うことができる。</p>	<ul style="list-style-type: none">・現在の証券取引所の上場対象有価証券は全て当機構の取扱対象とする。・分配された外国株券等の取扱いについては、(8)【預託外国株券等以外の外国株券等が分配される場合における権利処理】参照

<p>(2) 参加者</p>	<p>参加者は、当機構の「株券等に関する業務規程」(以下「保振業規」という。)第 15 条により口座開設が認められた者とする。</p> <p>当機構は、参加者ごとに外国株券等の口座を開設する。ただし、当該口座内に参加者の事務処理上の口座(いわゆる区分口座)は設けない。</p> <p>参加者は、毎日、参加者自己分と顧客預託分の別を当機構に通知しなければならない。</p> <p>当機構は、顧客から預託を受けた外国株券等を当機構に預託する参加者が法令等に違反した場合には、処分又は勧告を行うなど保振業規 23 条の 2 及び 23 条の 3 に準じて必要な措置を設ける。</p> <p>参加者の届出等及び参加者口座の廃止等は、保振業規 19 条から 22 条までに準じて取り扱う。</p> <p>参加者が顧客のために顧客口座を開設するには、預託外国株券等に関し、顧客との間で、当機構の規則その他当機構が定めるところにより預託外国株券等を取り扱うことを含む契約を締結しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当機構の参加者は、特段の手続きを必要とせず、外国株券等の口座残高がない場合には、諸費用が発生しない。 ・ 保振業規 14 条及び 18 条参照 ・ 保振法 17 条及び保振業規 24 条 2 項 2 号参照 ・ 日本証券業協会 外国証券取引口座に関する約款の参考様式 参照 ・ 保振業規 31 条参照
<p>(3) 外国株券等の預託</p>	<p>当機構は参加者口座簿を、参加者は顧客口座簿を設けるものとする。</p> <p>参加者は、顧客から外国株券等の預託の請求を受けた場合には、遅滞なく、当機構に対し預託指図を行うとともに、当機構と参加者契約又は保管契約を締結している海外現地の中央決済機関又は保管機関(以下「海外 CSD 等」という。)に対して当該預託指図に係る外国株券等の残高増加に必要な手続きを行う。当機構は、参加者からの預託指図を受けて海外 CSD 等に対し預託に必要な手続きを行う。また、当機構は、当機構が海外 CSD 等から預託に係る増加記帳の完了の通知を受けたときは、参加者口座簿に当該預託に係る増加数量を記載し、その旨を当該参加者に通知する。当該参加者は、当機構から当該預託に係る増加数量の記載済通知を受けたときは、顧客口座簿に当該数量を記載しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預託又は保管対象となる海外 CSD 等の選定については、当機構が定めるものとする。 ・ 通知については(11) 参照

	<p>当機構が、預託外国株券等について、株式配当、株式分割又は無償交付等（外国投資証券、外国投資信託受益証券及び外国株預託証券に係るこれらと同じ性質を有するものを含む。）により割り当てられる新株式（外国投資証券の追加発行投資口、外国投資信託受益権及び外国株預託証券に表示される権利を含む。以下同じ。）を取得した場合又は株主割当有償増資（外国投資証券、外国投資信託受益証券及び外国株預託証券に係るこれらと同じ性質を有するものを含む。）により付与される新株引受権（外国投資証券の投資口を引き受ける権利、外国投資信託の受益権及び外国株預託証券に表示される権利を引き受ける権利を含む。以下同じ。）を取得した場合における参加者口座簿への記載時期は、海外 CSD 等から、当該新株式又は当該新株引受権を発行者（この場合、外国株預託証券については預託機関をいう。）から受領した旨の通知を受けた時以後とする。</p> <p>参加者口座簿又は顧客口座簿における口座に外国株券等を預託した参加者又は顧客は、適用される準拠法の下で参加者又は顧客に与えられる、当該外国株券等の銘柄に係る海外 CSD 等における当機構の口座残高の持ち分に応じて、権利を取得するものとする。この場合において、外国株式等については「外国株券等を預託した」とあるのを「外国株式等に係る数量が記載された」と読み替えて準用する。</p> <p>参加者は、証券取引所に上場が予定されている外国株券等を当機構が指定する日から預託することができる。この場合において、当該外国株券等が募集又は売出しに係るものである場合には、当該外国株券等を分配するための口座振替を当該証券取引所における上場日の前に行うことができる。参加者は、次に掲げる日には、新たに預託外国株券等と同一の銘柄の外国株券等の預託をすることができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> a. 預託外国株券等（外国投資信託受益証券及び外国株預託証券を除く。）に係る株主総会（外国投資証券にあっては投資主総会）における議決権を行使する者を確定するための基準日 b. 預託外国株券等に係る配当（外国投資証券の利益の分配及び外国投 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利の移転については後述(5)の【顧客口座簿（又は参加者口座簿）における口座振替の取扱い等】における各 参照 ・ 保振業規 41 条等参照
--	--	--

	<p>資信託受益証券の収益分配を含む。以下同じ。) を受ける者を確定するための基準日</p> <p>c. 預託外国株券等に係る新株引受権を受ける者を確定するための基準日</p> <p>d. 預託外国株券等に係るその他の権利を受ける者を確定するための基準日</p> <p>e. 株主名簿(外国投資証券の投資主名簿、外国投資信託受益証券の受益者名簿及び外国株預託証券の所有者名簿を含む。)の閉鎖開始日の前日(無記名式の外国株券等の場合には、配当金支払日の前日)</p> <p>f. 預託外国株券等と同一銘柄の外国株券等の売買が権利預り証付で行われている場合の最終決済日の翌日</p> <p>g. その他当機構が必要と認める日</p> <p>当機構は、発行者の所在国等の法令等に基づく株式の取得制限その他の理由により、当機構が外国株券等に係る権利を取得することができないときは、当該外国株券等の預託を受けないことができる。</p> <p>参加者は、の a. から g. までに掲げる日後に預託した外国株券等については、当該預託外国株券等に係る権利を、当機構を通じて取得することはできない。</p> <p>参加者口座簿の取扱いについては、保振業規 24 条(参加者口座簿の記載事項等)、26 条(参加者口座簿の保存)及び 27 条(参加者口座簿の写しの交付請求)等に準じて、顧客口座簿の取扱いについては、同 30 条(顧客口座簿の記載事項又は記録事項等)、32 条(顧客口座簿の保存)及び 33 条(顧客口座簿の写しの交付請求)等に準じて取り扱う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国株券等に係る参加者口座簿及び顧客口座簿には、質権口座の開設はできない。保振業規 25 条及び 30 条 3 項参照 ・ 保振法 31 条 3 項及び同条 4 項(各かつこ書き)に基づく実質株主報告の委任(保振業規施行規則 66 条)の制度は設けない。この結果、一般口座振替による担保設定を行っても差し支えないが、当機構は
--	--	---

	<p>預託された外国株券等の口座残高の持ち分に応じた権利に対する仮差押えの執行については、別途検討する。</p>	<p>いわゆる担保突合処理を行わず、残高がある実質株主をそのまま資料提供することになる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国株券等に係る参加者口座簿及び顧客口座簿には信託財産表示は行わない。
(4) 外国株券等の保管	<p>顧客から預託を受けた外国株券等の保管及び当該外国株券等の保管残高の管理は、当機構と当該外国株券等につき参加者契約又は保管契約をした海外 CSD 等が行う。</p> <p>当機構は、預託された外国株券等が記名式である場合には、当該預託外国株券等の名義を当機構が指定する名義に書き換え、無記名式である場合には、当機構の計算において所有するものとする。この場合において、外国株式等については「預託された外国株券等」とあるのを「数量が記載された外国株式等」と読み替えて準用する。</p> <p>当機構に外国株券等を預託した参加者又は顧客が、適用される準拠法の下で海外 CSD 等における当機構の口座残高の持ち分に係る権利を取得した場合には、当該権利の性質に基づき保管される(*)。</p> <p>当機構は、毎営業日に、参加者口座簿における参加者の口座残高を当該参加者に通知するものとする。この場合において、参加者は、通知された口座残高と自己が管理する口座残高との照合を直ちに行い、相違がある場合には直ちに当機構に申し出なければならない。</p>	<p>* 適用される準拠法において「券面があり混蔵保管される」とする場合には、混蔵保管となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保振業規 40 条及び 59 条参照 ・通知については(11) 参照
(5) 外国株券等の口座振替	<p>【顧客口座簿における口座振替の取扱い等】</p> <p>顧客口座簿における振替等の取扱いは、保振業規 67 条に準じて取り扱う。</p> <p>a. 参加者は、顧客からその口座の株式につき、他の口座への振替の請求を受けた場合には、当該顧客の振替指定日に顧客口座簿に当該顧客の口座に係る所要の記載又は記録をしなければならない。</p>	

- b. 参加者は、前 a. の請求が、自己が備える顧客口座簿上の他の口座への振替を内容とするものである場合には、前 a. の記載又は記録をするとともに、当該他の口座に係る所要の記載又は記録をしなければならない。
- c. 参加者は、前 a. の請求が、他の参加者の口座又は他の参加者が備える顧客口座簿上の顧客口座への振替である場合には、当機構に対し、振替の請求をしなければならない。
- d. 参加者は、参加者口座簿における自己分の株式を、自己が備える顧客口座簿上の顧客口座へ振り替える場合には、顧客口座簿に当該顧客の口座に係る所要の記載又は記録をしなければならない。

顧客の権利は、参加者が顧客口座簿における口座に振替数量を記載した時に当該振替数量に係る顧客の権利の持ち分割合に応じて移転が行われるものとする。

【参加者口座簿における口座振替の取扱い等】

参加者口座簿における振替等の取扱いは、保振業規 68 条から 71 条までに準じて取り扱う。

- a. 当機構は、参加者からその口座の株式につき、他の口座への振替請求を受けた場合には、当該参加者の振替指定日に参加者口座簿に当該参加者の口座に係る所要の記載をし、かつ、振替先の参加者の口座に係る所要の記載をする。
- b. 当機構は、前 a. の記載をした場合には、振替の請求をした参加者及び振替先の参加者に振替済みの通知をする。
- c. 当機構は、参加者のうち指定証券取引清算機関が業務の対象とする取引の決済に係る外国株券等の授受のための振替の請求を、清算参加者であって外国株券等の渡方の参加者に代わって当該指定証券取引清算機関から受けた場合には、当該指定証券取引清算機関が指定した振替をする日に、それぞれの口座に当該振替に係る所要の記載をする。

・通知については(11) 参照

	<p>d. 当機構は、前 c. の記載をした場合には、振替の請求をした指定証券取引清算機関並びに前 c. の渡方参加者及び受方参加者に振替済みの通知をする。</p> <p>e. 参加者は、当機構から振替済みの通知を受けた場合において、当該振替が自己が備える顧客口座簿上の顧客口座に係るものであるときは、その通知を受けた日に、顧客口座簿に当該顧客の口座に係る所要の記載又は記録をしなければならない。</p> <p>参加者の権利は、当機構が参加者口座簿における口座に振替数量を記載した時に当該振替数量に係る参加者の持ち分割合に応じて移転が行われるものとする。</p> <p>当機構は、新株発行等の場合における通知を受けることとなる場合において必要があると認めるときは、当該預託外国株券等に係る振替をしない日を指定することができる。この場合において、当機構は、あらかじめその旨を参加者に通知するものとする。</p> <p>当機構は、参加者に係る口座振替の状況について、株式会社日本証券クリアリング機構に通知することができる。</p> <p>当機構は、口座振替の指図を行った参加者の預託外国株券等の残高が、当該指図の数量に不足する場合には、振替を実行しない。</p>	<p>・保振業規施行規則 45 条参照</p>
<p>(6) 外国株券等の交付</p>	<p>参加者は、顧客からその口座の株式数に応じた外国株券等の交付の請求を受けた場合には、遅滞なく、当機構に対し、外国株券等の交付の請求をしなければならない。</p> <p>当機構は、前 の請求があった場合には、当該参加者の預託外国株券等の残高から交付請求数量に相当する数量を交付請求口座 (* 1) に振り替えたうえ、海外 CSD 等を通じ当該外国株券等を交付 (* 2) する。</p> <p>当機構は、当機構が海外 CSD 等から交付に係る残高減少の通知を受けたと</p>	<p>* 1 「交付請求口座」とは、外国株券等の交付の準備のための口座であって、口座振替に利用することができない口座をいう。</p> <p>* 2 交付の方法は、他の口座への振替と券面の引渡しとする。</p> <p>・顧客又は参加者が交付請求を取り</p>

きは、前により交付請求口座に振り替えた数量を抹消し、その旨を当該参加者に通知する。参加者は、当機構から交付完了の通知を受けたときは、顧客口座簿における口座から当該数量を減額記載しなければならない。

の場合において、当該外国株券等の証券取引所における売買が権利預り証付で行われているときは、決済開始日から最終決済日までの期間については、当機構は、当該交付株券に権利預り証を添付するものとする。海外 CSD 等がやむ得ない事由により、参加者等が指定した交付する日において外国株券等の交付の請求に応じることができない場合には、速やかに当機構に通知するよう、参加者契約又は保管契約に規定する。当機構は、この通知を受けた場合には、速やかに参加者に通知するとともに、参加者は顧客に通知することとする。なお、外国株券等の交付を延期した場合においても、当該株券に係る遅延料は支払わない。

当機構は、(3)に規定する外国株券等の預託をすることができないとした日には、外国株券等の交付をしないものとする。

上場廃止の場合の期限指定の交付及び交付不要の取扱いなどについては、現行の日証決実務に準じて取り扱う。

当機構は、参加者に預託外国株券等を交付する場合には、当該参加者から預託を受けた外国株券等と同一銘柄の外国株券等を交付する。この場合には、その外国株券等につき、権利を有する他の者と協議をすることを要しない。なお、参加者が顧客の指図に基づき預託外国株券等を交付する場合の取扱いも同様とする。

当機構は、交付の請求を行った参加者の預託外国株券等の残高が、当該請求の数量に不足する場合には、交付しない。

参加者は、海外 CSD 等を通じて交付された外国株券等につき事故を発見したときは、当該事故外国株券等を当該海外 CSD 等に返戻するものとする。

消した場合には、交付請求口座の残高を抹消するとともに当該参加者の参加者口座簿残高を同数量増額記載する。

・通知については(11) 参照

・通知については(11) 参照

	<p>この場合には、当該海外 CSD 等との参加者契約又は保管契約において、当機構は、当該海外 CSD 等に適正な外国株券等の交付を請求する権限を有することとするとともに、当該海外 CSD 等に適正な外国株券等の交付義務を課すものとする。</p>	
<p>(7) 株式事務及び配当金支払事務</p>	<p>株式事務（外国投資証券にあつては投資口事務。以下同じ。）又は配当金支払事務（外国投資証券にあつては分配金支払事務。以下同じ。）については、当機構は参加者から委任を受け、当機構が、更にこれらの事務を株式事務取扱機関又は配当金支払取扱銀行（外国投資証券にあつては分配金支払取扱銀行。以下同じ。）に委任するものとする。</p> <p>参加者は、実質株主の権利処理のため当機構が必要と認める場合には、当機構が定める期日までに、権利確定日等の日現在の実質株主に関する資料等を当機構に提出するものとする。また、参加者が証券会社又は外国証券会社を自己の顧客として有する場合には、実質株主に関する資料等の提出につき、当該証券会社又は外国証券会社から委託されたときに限り当該証券会社又は外国証券会社の顧客を実質株主として提出することができる。これらの提出された実質株主に関する資料等について、当機構は、遅滞なく株式事務取扱機関へ提出する。</p> <p>参加者は、実質株主の住所が日本国外である場合には、日本国内に常任代理人を選任させるものとする。</p> <p>参加者は、当機構との外国株券等に関する預託その他の業務を担当する者を定めるものとし、この場合において、保管振替制度における既存の業務取扱担当者を当てることができる。</p>	<p>・株式事務については、発行者、株式事務取扱機関及び当機構の三者契約とし、配当金支払事務については、発行者、配当金支払取扱銀行及び当機構の三者契約とする。</p> <p>・保振業規施行規則 10 条 1 項 5 号参照</p>
<p>(8) 外国株券等に関する権利処理</p>	<p>【配当等の処理】</p> <p>金銭配当の場合</p> <p>a. 金銭配当は、当機構が受領し、配当金支払取扱銀行を通じて実質株主に支払う。</p> <p>b. 配当金の支払いは、円貨により行う。</p>	

	<p>株式配当の場合</p> <p>a. 国内取引所が主たる市場である場合</p> <p>預託外国株券等について、日本国内の証券取引所が主たる有価証券市場であると当機構が認める場合における株式配当(源泉徴収税が課せられる場合の株式分割及び無償交付等を含み(*1)、外国投資証券、外国投資信託受益証券及び外国株預託証券に係るこれらと同じ性質を有するものを含む。以下同じ。)に係る外国株券等については、実質株主が現地及び日本の源泉徴収税相当額を支払うものとし、当機構が受領し、実質株主に係る参加者口座に記載するものとする。ただし、1株未満(*2)の外国株券等は、株式配当に係る外国株券等を当機構が売却処分し、当該売却代金は当機構が株式事務取扱機関を通じて実質株主に支払う。</p> <p>参加者は、参加者口座に記載された外国株券等を顧客の持ち分に応じて当該顧客の口座に記載しなければならない。</p> <p>b. 国内取引所が主たる市場でない場合</p> <p>現地源泉徴収税が課せられる場合</p> <p>預託外国株券等について、日本国内の証券取引所が主たる有価証券市場であると当機構が認める場合以外における株式配当に係る外国株券等については、実質株主が現地源泉徴収税相当額を支払い、かつ、日本の源泉徴収税相当額を支払う場合には、原則として、当機構が受領し、実質株主に係る参加者口座に記載するものとする。ただし、次に掲げる場合には、当該株式配当に係る外国株券等を当機構が売却処分し、当該売却代金は当機構が株式事務取扱機関を通じて実質株主に支払う。</p> <p>イ 1株未満の外国株券等の場合</p> <p>ロ 実質株主が現地又は日本の源泉徴収税相当額を支払わない場合</p> <p>ハ 当機構が当該外国株券等を取り扱うことが困難であ</p>	<p>*1 源泉徴収税が課せられない場合の株式分割等は、後述【株式分割、無償交付又は株式併合等の場合における権利処理】参照</p> <p>*2 「1株未満」のカウントは、実質株主ごとに行う。以下同じ。</p>
--	--	--

ると認められる場合

参加者は、参加者口座に記載された外国株券等を顧客の持ち分に応じて当該顧客の口座に記載しなければならない。

現地源泉徴収税が課せられない場合

預託外国株券等について、日本国内の証券取引所が主たる有価証券市場であると当機構が認める場合以外における株式配当に係る外国株券等は、実質株主が日本の源泉徴収税相当額を支払う場合には、原則として、当機構が受領し、実質株主に係る参加者口座に記載するものとする。

ただし、次に掲げる場合には、当該株式配当に係る外国株券等を当機構が売却処分し、当該売却代金は当機構が株式事務取扱機関を通じて実質株主に支払う。

イ 1株未満の外国株券等の場合

ロ 実質株主が日本の源泉徴収税相当額を支払わない場合

配当金以外の金銭が交付される場合

当機構が受領し、当該金銭は、当機構が株式事務取扱機関を通じて実質株主に支払う。

所在国等において源泉徴収税が課せられる場合の支払方法

実質株主から参加者への支払い、また、参加者から当機構への支払いについては、原則として、円貨により行うものとする。ただし、外貨による支払いも行うことができる。

円転レート及び諸費用の控除

から までの外貨からの円貨への換算レートは、現行の日証決振決制度における実務に準じて取り扱う。また、当機構が支払った諸費用については、実質株主の負担とし、配当金から控除するなどの方法により実質株主から徴収する。

配当に関する調書の作成、提出等は、諸法令の定めるところにより株式事務取扱機関が行う。

その他配当金等に関する事務処理については、現行の日証決振決制度における実務に準じて取り扱う。

【新株引受権が付与される場合における権利処理】(ケース1)

国内取引所が主たる市場である場合

預託外国株券等について、日本国内の証券取引所が主たる有価証券市場であると当機構が認める場合における新株引受権に係る外国株券等については、当機構が新株引受権を受領し、当該実質株主に係る参加者の口座に記載する。この場合において、当機構が所定の時限までに参加者から実質株主が引き受けを希望する旨の通知を受け、実質株主から参加者を通じて払込代金を受領するときは、当機構は、実質株主に代わって当該新株引受権を行使して新株式を引き受け、当該実質株主に係る参加者の口座に記載するものとする。一方、当機構が所定の時限までに参加者から実質株主が引き受けを希望する旨の通知を受けないときは、新株式の引き受けは行い得ないものとする。

国内取引所が主たる市場でない場合

預託外国株券等について、日本国内の証券取引所が主たる有価証券市場であると当機構が認める場合以外における新株引受権に係る外国株券等については、当機構が所定の時限までに参加者から実質株主が引き受けを希望する旨の通知を受け、実質株主から参加者を通じて払込代金を受領するときは、当機構は、実質株主に代わって当該新株引受権を行使して新株式を引き受け、当該実質株主に係る参加者の口座に記載する。

ただし、当該通知がないとき又は当機構が当該新株引受権を引き受けることが不可能であると認めるときは、当機構が当該新株引受権を売却処分する。なお、所在国等の法令若しくは慣行等により又は市場の状況により、当機構が当該新株引受権の全部又は一部を売却できないときは、当該新株引受権はその効力を失う。

【株式分割、無償交付又は株式併合等の場合における権利処理】(ケース2)
株式分割、無償交付、減資又は合併による株式併合等(源泉徴収税が課せられるものを除き、外国投資信託受益証券及び外国株預託証券に係るこれらと同じ性質を有するものを含む。)により割り当てられる外国株式等については、当機構が受領し、実質株主に係る参加者の口座に記載する。ただし、1株未満の外国株式等については、当機構がこれを売却処分し、当該売却代金は当機構が株式事務取扱機関を通じて実質株主に支払う。

【預託外国株券等以外の外国株券等が分配される場合における権利処理】(ケース3)

現地源泉徴収税が課せられる場合

預託外国株券等の発行者が発行する当該預託外国株券等以外の外国株券等が分配される場合には、実質株主が現地源泉徴収税相当額を支払い、かつ、日本の源泉徴収税相当額を支払うときには、原則として、当機構が受領し、実質株主に係る参加者口座に記載するものとする。ただし、次に掲げる場合には、当該分配される外国株券等を当機構が売却処分し、当該売却に係る代金は当機構が株式事務取扱機関を通じて実質株主に支払う。

イ 1株未満の外国株券等の場合

ロ 実質株主が現地又は日本の源泉徴収税相当額を支払わない場合

ハ 当機構が当該分配される外国株券等を取り扱うことが困難であると認められる場合

参加者は、参加者口座に記載された外国株券等を顧客の持ち分に応じて当該顧客の口座に記載しなければならない。

現地源泉徴収税が課せられない場合

預託外国株券等の発行者が発行する当該預託外国株券等以外の外国株券等が分配される場合には、実質株主が日本の源泉徴収税相当額を支払うときには、原則として、当機構が受領し、実質株主に

係る参加者口座に記載するものとする。ただし、次に掲げる場合には、当該分配される外国株券等を当機構が売却処分し、当該売却に係る代金は当機構が株式事務取扱機関を通じて実質株主に支払う。

イ 1株未満の外国株券等の場合

ロ 実質株主が日本の源泉徴収税相当額を支払わない場合

ハ 当機構が当該分配される外国株券等を取り扱うことが困難であると認められる場合

参加者は、参加者口座に分配される外国株券等が記載された場合、直ちに当該分配された外国株券等を顧客の持ち分に応じて当該顧客の口座に記載しなければならない。

【ケース1からケース3までの場合以外における権利処理】(ケース4)
ケース1からケース3までの場合以外における権利の処理については、当機構が定めるところによる。

【議決権の行使】

預託外国株券等(外国投資信託受益証券及び外国株預託証券を除く。以下【議決権の行使】について同じ。)に係る株主総会(外国投資証券にあっては投資主総会。以下【議決権の行使】について同じ。)における議決権は、実質株主の指示により、当機構が行使するものとする。ただし、実質株主からの指示がない場合には、当機構は議決権を行使しない。実質株主の指示は、当機構が指定した日までに実質株主が株式事務取扱機関に対し所定の書類により行う。

前にかかわらず、所在国等の法令により当機構が議決権を行使することができない場合には、実質株主が株式事務取扱機関に送付した書類を当機

- ・参加者は、分配される外国株券等が参加者口座簿及び顧客口座簿に記載されたと同時に、顧客の指図に従い、当機構に対して当該分配された外国株券等の交付を請求しなければならない。
- ・なお、日証決振決制度における参加者のいわゆる自動売却権の行使については、顧客及び参加者との契約による。

	<p>構が当該発行者に送付する方法により、実質株主が直接議決権を行使するものとする。</p> <p>所在国等において、議決権の不統一行使が認められていない場合又は実質株主が当該預託外国株券等に係る株主総会に出席して議決権を行使することが認められている場合においては、当機構は、これらの議決権の行使に関する取扱いについて、別に定めることができる（*）。</p> <p>預託された外国株預託証券に係る議決権の行使については、次に定めるところによる。</p> <p>a. 当該議決権は、実質株主の指示により、当該外国株預託証券の預託機関が行使する。ただし、実質株主からの指示がない場合には、当該預託機関は議決権を行使しないものとする。</p> <p>b. 外国株預託証券に関するその他の議決権の行使については、現行の日証決実務に準じて取り扱う。</p> <p>預託外国株券等の発行者（この場合において、預託外国株券等の預託機関を含む。）から交付される、当該預託外国株券等又は外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券の株主総会に関する書類等及び株主等の権利に関する諸通知は、株式事務取扱機関が実質株主の届け出た住所あてに通知するものとする。</p>	<p>* 所在国等の法令及び発行者の株式実務に従う。</p>
<p>(9) 損失補填制度</p>	<p>外国株券等の不足が生じた場合における損失補填制度は、内国株券の損失補填制度に準じて新たな制度を創設する。</p> <p>【外株保管振替決済業務のうち国内業務において損失が発生した場合】 当機構の外国株券等の保管及び振替決済に係る業務（以下「外株保管振替決済業務」という。）のうち国内業務（*）において損失が発生した場合には、保振業規 64 条に準じた損失補填制度を構築する。また、補填の順序は、個別責任による補填から共同責任による補填とし、まず、自社責任による補填を行い、次に、当機構と顧客口座簿を有する参加者による無過失連帯責任による補填を行う。</p>	<p>* 口座振替及び権利処理等に係る業務を指す。</p>

外国株券等の損失補填制度は、内国株券に準じて、外国株券等における有価証券の種類ごとに構築する。

及び前を踏まえ、損失補填は、外国株券等における有価証券の種類ごとに、自社補填、損害保険による補填、当機構による取締役会が定める額を限度した補填及び顧客口座簿を有する参加者による補填の順序で行う。自社補填から顧客口座簿を有する参加者による補填までの内容については、次に掲げるものとする。

a. 自社補填の取扱いについて

参加者は、次に掲げる場合には自社責任により損失を補填する義務等を負う。

参加者は、次に掲げる事由により預託外国株券等に不足が生じたことが明らかになった場合には、不足株式数に相当する外国株券等を補填しなければならない。

イ 当該参加者が備える顧客口座簿の記載又は記録に誤りがあった場合において、他の口座への振替がされたことその他当該顧客口座簿の記載又は記録の訂正をすることができない事由が生じたこと

ロ 顧客口座簿に記載又は記録した外国株券等で預託に係るものにつき、偽造又は変造があった場合

当機構は、参加者に対して、前において、参加者から預託を受けた外国株券等が不適格なものであることが明らかになった場合には、参加者口座簿の記載の訂正をする場合を除き、当該預託不適格外国株券等の差替えを請求する。この場合において、参加者は、遅滞なく、適格な外国株券等との差替えをしなければならない。

	<p>b. 損害保険による補填の取扱いについて 当機構は、外国株券等の補填をするため、損害保険会社と損害保険契約を締結し、その損害保険契約に基づく保険金により外国株券等の補填を行う。損害保険の対象となる金額は、外国株券等の残高等に見合った金額とする。</p> <p>c. 当機構による取締役会が定める額を限度した補填の取扱いについて 外国株券等について、取締役会の定めにより補填の限度額を定める。</p> <p>d. 顧客口座簿を有する参加者による補填の取扱いについて 顧客口座簿を有する参加者による補填については、次の順序で行う。 第一に、外国株券等の有価証券の種類ごとに、口座残高を有する参加者が均等な金額を負担する。(第一ルール) 第二に、第一ルールによる補填により残存額を補填し切れなかったときは、外国株券等の有価証券の種類ごとに顧客口座簿を有する参加者が、当該口座残高の合計に基づいて残存額を按分してその損害額を補填する。(第二ルール)</p> <p>【当機構の外株保管振替決済業務のうち海外業務において損失が発生した場合】</p> <p>a .当機構の外株保管振替決済業務のうち海外業務(*1)において損失が発生した場合の補填については、当機構と当該損失に係る海外 CSD 等との参加者契約又は保管契約に従って処理される(*2)。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役会の定める限度額とは、当機構の剰余金相当額とする(内国株券と同じ。) ・均等な金額は、別途定める(内国株券と同じ。) <p>*1 外国株券等の預託、保管、交付及び権利処理等に係る業務を指す。</p> <p>*2 当機構は、海外 CSD 等の当機構の口座に新規又は増額記載される前においては責任を負わず、また、当機構の口座に新規又は増額記載された後においては、当機構と当該海外 CSD 等との参加者契約又は保管契約に従って処理されることとなる。</p>
--	---	--

	<p>b. 前 a. の海外 CSD 等との参加者契約又は保管契約に従って損害が処理される場合以外の場合、即ち、海外 CSD 等における当機構の外国株券等について、天災地変、暴動又はテロ等により、保管外国株券等の焼却又は廃棄等及び保管データの修復不能等の損害が発生した場合には、当該外国株券等の種類ごとの各々の銘柄について、前【当機構の外株保管振替決済業務のうち国内業務において損失が発生した場合】の b (損害保険による補填) 及び c (取締役会が定める額を限度した補填) を準用し、これらの補填によってもなお損害がある場合には、参加者は、当該損害の発生時における参加者の当該銘柄の口座残高に応じてその損害を負担するものとする。</p> <p>【求償権等】 求償権その他損失補填に関する事項は、保振業規 61 条から 66 条までの規定に準じて取り扱う。</p>	
(1 0) コーポレート・アクション	当機構は、発行者との間でコーポレート・アクション情報の提供に係る契約を締結する。具体的には、発行者がコーポレート・アクションに係る決議又は決定を行った場合には、その内容を当機構に対して所定の通知書の提出により通知する。なお、その外国株券等について証券取引所への上場の廃止の原因となる事実が発生した場合も同様とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・保振業規施行規則 6 条参照 ・当機構は、外国株預託証券については、当該預託機関と預託外国株預託証券に関するコーポレート・アクション情報の提供に係る契約を締結する。
(1 1) 参加者等との情報の授受	参加者の当機構に対する預託・交付・振替等の指図、参加者自己分通知及び当機構の参加者に対する振替結果等に関する通知は、当機構の定める方法 (* 1) により行う。また、当機構の海外 CSD 等に対する預託・交付等の指図及び海外 CSD 等の当機構に対する振替結果等に関する通知は当機構の定める方法 (* 2) により行う。	<ul style="list-style-type: none"> * 1 原則として日証決保管振替システムとする予定 * 2 原則として SWIFT とする予定 ・現行の日証決振替制度におけるファイル伝送による口座残高データ配信サービスは、現在の証券取引所の上場対象有価証券を全て対象として継続する予定。

	<p>当機構は、当分の間、取扱銘柄のコーポレート・アクション等に関する情報を日証決Target(＊)に掲載する。</p> <p>参加者は、当機構に実質株主に関する資料を、日証決保管振替システム等を通じて提供するものとする。また、当機構は、当該資料を、CMT(カートリッジMT)により株式事務取扱機関に提供するものとする。</p>	<p>＊日証決Targetとは、株式会社東京証券取引所が運営する情報配信システム(東証WAN)を利用した日証決取扱外国株券等に係るコーポレート・アクション情報等の配信ネットワークをいう。</p>
(12) 手数料	<p>当機構は、外株保管振替決済業務につき、所要の手数料に当該手数料に係る消費税額及び地方消費税額を加算して参加者から徴収する。手数料については、別途検討する。</p>	
(13) 外国株券等の業務の取扱態様	<p>当機構は、外株保管振替決済業務を保振法第4条の2第1項但書きに基づく兼業として行う。</p> <p>当機構は、主務大臣に対して兼業として外株保管振替決済業務を行うため、主務省令で定めるところにより承認申請を行う。</p>	
(14) 外株保管振替決済業務の一部委託	<p>当機構は、当機構の行う外株保管振替決済業務を運営するために必要があると認める場合には、その業務の一部を他の者に委託することができる。</p> <p>前の場合において、当機構は、委託しようとする業務を適正、確実に遂行できる能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有する法人の中から受託者を選定する。</p> <p>当機構は、業務の委託に際し、受託者と、次に掲げる事項を含む契約を締結する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の内容及び範囲 ・委託する期間 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告又は資料の提出、物件調査 ・ その他必要な事項 	
(15) その他必要な措置	<p>当機構は、当機構の行う外株保管振替決済業務を適正かつ確実にを行うため、必要な事項につき規則を定め又は必要な措置を講ずることができる。当機構と参加者間の責任については、保振業規 114 条に準じて取り扱う。</p>	
(16) 移行日程等	<p>当機構は、日証決及び海外 CSD 等との間において移行に際して必要な措置を講じるものとする。</p> <p>当機構は、当機構が指定する銘柄について、当機構が指定する日に、日証決から当機構への口座残高の移行を実行するものとする。</p> <p>その他移行日程及び移行銘柄等については、別途検討する。</p>	<p>・ 移行日前日には日証決において預託・返還を停止するなどの措置が行われる可能性がある。</p>

以上